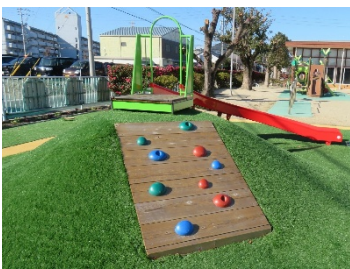




入園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会

漆田保育園

〒441-3416 田原市東赤石一丁目6番地

TEL (0531) 22-0545

FAX (0531) 22-0507

目 次

| | | |
|---------------------------|------------------------|--------|
| 保育目標 | 漆田保育園の特色 | ・・・ 2 |
| 保育時間 | 休園日 ならし保育 園児の送迎 | ・・・ 3 |
| 連絡 | 健康 | ・・・ 4 |
| 清潔 | 保育料 独立行政法人日本スポーツ振興センター | ・・・ 5 |
| 持ち物 | | ・・・ 6 |
| 薬について | | ・・・ 7 |
| 台風及び地震における園児の安全対策に関する取り扱い | | ・・・ 8 |
| 保育園の給食 | | ・・・ 9 |
| デイリープログラム（保育園の一日の流れ） | | ・・・ 10 |
| 年間行事計画（案） | | ・・・ 11 |
| 個人情報保護の方針等について | | ・・・ 12 |
| 苦情の解決について | | ・・・ 13 |
| 感染症時の登園めやす | | ・・・ 14 |
| 概要 | 沿革 | ・・・ 15 |

漆田保育園では、ホームページで、保育園のご案内をしています。
ご参考にしてください。

入園おめでとうございます

保育園は保護者の方の就労や病気などのため、お子さんの保育を必要とする時に、保護者の方にかわって保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

入園する子どもの最善の利益を考慮し、家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、環境を通して養護及び教育を一体的に行い、子どもにとって最もふさわしい生活の場となるように、国の定める保育の基本方針「保育所保育指針」に基づき、日々保育をすすめています。

子どもにとって「楽しい保育園」であるとともに、保護者の皆様には「安心して子どもが過ごせる保育園」であることをめざしています。

【保育目標】

心身ともにたくましく、よく遊ぶ子ども

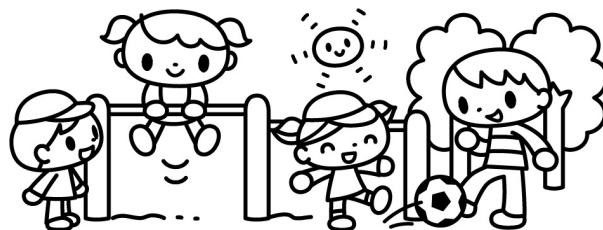
(明るく 素直な子・思いやりのある子)

【漆田保育園の特色：思いやり保育】

「笑顔でお互いが心地良くなれる関係づくり」

「みんながつくる みんなの保育園」

様々な遊びの体験をする中で感性を育み、生活と育ちの連続性を大切にした保育に取り組んでいきます。また、豊かな人間性を育ちあえる保育園を目指し、地域、社会とのつながりを大切にし、充実した[生活・遊び・学びの場]となり、子育て家庭を支援していきます。



【保育時間】

両親の就労状況に応じた保育の必要量認定によって区分されます。

保育時間

1) 《月曜日～金曜日》

1. 保育短時間＝おおむね 8 時間(午前 8 時～午後 4 時)

| | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|
| 7:30 | 8:00 | 16:00 | 16:30 | 19:00 |
| 通常保育 | | | | |

2. 保育標準時間＝おおむね 11 時間まで (午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分)

| | | | | | |
|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 7:30 | 8:00 | 16:00 | 16:30 | 18:30 | 19:00 |
| 通常保育 | | | | 延長保育 | |

2) 《土曜日》(午前 7 時 30 分～午後 1 時)

| | | | |
|------|------|-------|-------|
| 7:30 | 8:00 | 12:30 | 13:00 |
| 通常保育 | | | |

※ 認定の時間を超える保育の場合は、電話をいれてください。また 1 日 1 5 0 円が必要となります。

※ 保育標準時間として認定された方は「4 時以降利用申込書」を提出してください。利用申込書は保育園にて、教育・保育給付認定書の交付後にお渡しいたします。

※ 土曜日保育については、ご家庭でどうしても保育できない方に限らせて頂きます。前月の 2 0 日までに「土曜保育利用申込書」を提出してください。

※ 田原市休日保育、土曜集合保育を利用する方は、子育て支援課に「利用登録申請書」の提出が必要です。

【休 園 日】

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日、年末年始。
- 2 その他休園を必要とする場合。

【ならし保育】

新入園児につきましては、入園後 1 週間を目安にお子さんの様子を見ながら、ならし保育を行います。ならし保育の期間については年齢・個人差などによって異なりますが、保護者と担任との話し合いにより保育時間、日数等配慮いたします。

【園児の送迎】

- 1 登園、降園の際は、まず大人が交通ルールを守り事故防止に心がけましょう。
なお、漆田保育園独自のマナーを守り、乗り降り、横断には保護者の方が責任をもって送迎してください。お子さんと手つなぎで登園、降園しましょう。
- 2 送り迎えの人を決め、責任をもって送迎してください。他の人が来られるなど変更がある場合は、必ず前もって保育園に連絡をください。
- 3 車での送迎時には、道路交通法で義務付けられているチャイルドシート等の着用を必ずしましょう。
- 4 降園時には道路や駐車場が大変混雑します。遊ばないで速やかに、帰りましょう。
※路上駐車は禁止です。近隣の方々の迷惑になります。

【連絡】

- 1 毎月「園だより」「献立表」「クラスだより」「パクパクだより」等をきずなネットのメールにて配信いたします。紙面にて必要な方はお申し出ください。
- 2 緊急のお知らせや、毎日の保育の様子などにつきましてもきずなネットのメールにて配信いたします。また各学年のお知らせは送迎時にクラス前掲示をご覧ください。
- 3 保護者の方の勤務先は、はっきりとお知らせください。連絡先は、緊急時などに必要です。また、転居、勤務先の変更の場合もただちにお知らせください。
- 4 お休みをする場合は、必ず連絡してください。(必ず9時まで)
また、送迎時間が通常より早くなったり、遅れる場合も連絡してください。
- 5 転居等で退園、転園するとき、支給認定申請の内容に変更がある場合は、前月の20日までに届けが必要となります。用紙は、事務室にありますので、申し出てください。
- 6 携帯メール連絡網『きずなネット』
お手元の 携帯電話 (パソコン) にメールアドレスを登録していただくことによって、園からお手紙や行事などのお知らせ、災害時の緊急連絡、不審者情報などの連絡メールが届きます。また、欠席、遅刻、早退については「きずなネット欠席連絡システム」を利用して連絡できます。(電話で直接連絡いただいても結構です。)
※携帯電話、アドレスの変更時は、速やかに再度登録をしてください。

【健康】

- 1 早寝、早起き、朝の排便は、子どもの身体のリズムを整え、1日の気持ちよい生活を維持するために大切なことであり、健康でいきいきした子どもの基盤づくりです。
- 2 健康チェック
お子さんの様子でいつもと違う様子が見られた場合は、登園時、お知らせください。
お子さんの様子は、乳児組は連絡帳に、幼児組は健康カードに記入していただき、毎朝担任が確認します。
- 3 健康診断(年2回)、身体計測(毎月)、歯科健診(年2回)、尿検査(幼児)をします。
- 4 保育園登園後、体調不良等の症状が出た場合、保護者の方にご連絡させていただくことがあります。発熱は38度を目安としますが、発熱だけでなく全身症状でも判断いたします。
- 5 感染症疾患の場合
厚生労働省、保育所における感染症対策ガイドラインに準じ、感染症と診断された場合は、医師の指示に従い、P. 13別表を参照して下さい。なお、保育園にもお知らせ下さい。
- 6 アレルギー・ひきつけ・関節が外れやすい・薬品に弱いなど、保育をする上で注意しなければならないことは、必ずお知らせください。

【清 潔】

- 1 持ち物の清潔には十分留意し、つめ切り、洗髪もこまめにしましょう。
- 2 衣服等は常に清潔なものでお願いいたします。
- 3 手拭きタオルは、毎日持ち帰りますので、取り替えましょう。

【集金等】

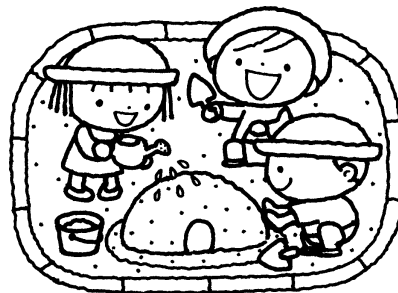
- 1 集金袋で集金がある場合は集金袋配布後2日以内に、納めるようにしてください。
- ※お金の取り扱いは、事務室にて行いますので、保護者の方は、事務室まで持参してください。
- ※年度の途中で上記の内容に変更が生じた場合は、速やかにお知らせします。

【独立行政法人日本スポーツ振興センター】

- 市内の保育園では、原則としてどの保育園でも加入しており、園児が登園後、けがをした場合に医療費の一部相当額が給付される制度です。
- 共済掛金は保育園と保護者双方の負担となります。入園時（5月）に1人あたり年間210円を、集金させていただきます。
- ※5月以降の途中入所については、入所月にお支払いいただきます。

【保育所の損害賠償】

- 保育園での園児事故への補償として「保育所の損害賠償」保険(契約者：全国社会福祉協議会)に保育園が加入しています。



【持ち物】

1 入園時に用意していただく物（入園後1週間以内をお願いいたします。）

○雑巾 2枚 ○ティッシュペーパー 1箱

2 持ち物

| | 乳児 | 乳児 | 幼児 | 備考 |
|--------------|-------------------|--------|---------------------|--------------------|
| | 0～1歳児 | 2歳児 | 3～5歳児 | |
| 食事用エプロン | 1枚 | 1枚 | | ※毎日清潔な物をお願いいたします |
| おしぼり | 園用を使用する | | | |
| 手拭タオル | 1枚 | 1枚 | 1枚 | ひも付きの物（毎日取り替え） |
| ビニール袋 | 適量 | 適量 | 適量 | 汚れ物を入れます。 |
| カラー帽子 | 登降園時及び、保育中に使用します。 | | | |
| 健康カード | | | 毎朝、検温し健康状態を記入してください | |
| 連絡帳 | 毎日連絡事項を記入してください | | | |
| 歯ブラシ・コップ | | | 1組 | 出し入れしやすい袋に入れて |
| 上靴 | | | サイズの合った物 | 週末には持ち帰り洗って下さい |
| 紙おむつ 紙パンツ | 5～6枚 | 必要に応じて | 必要に応じて | 子どもさんに合わせて用意してください |
| おしりふき | 一袋 | 一袋 | | 〃 |
| 布パンツ | 必要に応じて | 必要に応じて | 1～2枚 | 〃 |
| 下着（肌着） | 2枚 | 2枚 | 1枚 | 〃 |
| 上着 | 2枚 | 2枚 | 1枚 | 着脱しやすいもので |
| ズボン（長・短） | 2枚 | 2枚 | 1枚 | 〃 |
| 浴用タオル | 1枚 | 1枚 | | |

| | |
|--|--|
| 午睡用品 | <p>掛け布団・敷き布団（季節により毛布、タオルケットの使用をします）</p> <p>枕は使用しません。幼児の布団は子どもが持ち運びやすい大きさでお願いします。</p> <p>乳児は1年中使用します。3歳児は4月上旬頃～</p> <p>4歳児は5月頃～ 5歳児は6月頃～（各年齢の対応とします）</p> <p>※布団等は、月曜日に持ってきて金曜日に持ち帰り洗濯をして清潔に心がけて下さい。</p> |
| <p>※ すべての持ち物に必ず名前をはっきりと書いて下さい。 ※ 上記の表は目安の枚数です。季節や子ども</p> | |

さんの発達に合わせて調節してください。また、使用したら補充をお願いします。

3 価格

以下のものは園で購入希望をお受けします。価格は年度によって変更することがあります。

| 用 品 | 価 格 | 用 品 | 価 格 |
|------------|---------|-------|---------|
| 園 服 (冬) | 3, 300円 | カラー帽子 | 920円 |
| 体操服 (半ズボン) | 2, 300円 | 上 靴 | 2, 500円 |
| 体操服 (半袖) | 2, 800円 | 通園カバン | 3, 800円 |

※体操服などは、園の日常生活で活用してください。

4 その他

- ・ 幼児はハンカチ、ポケットティッシュを園服のポケットに入れて持たせて下さい。
- ・ 毎日カバンの中を確認し、持ち物の点検をお願いいたします。



【保育園にやむを得ず薬を持参する場合のお知らせ】

お子さんの薬は、本来は保護者の方が登園して飲ませていただくのですが、やむを得ない理由で保護者の方が登園できない場合は、保護者と園側で話し合いの上、保育園の担当者が保護者に代わって飲ませます。この場合は万全を期するため「与薬依頼書」に必要事項を記載していただき、薬に添付して事務室までお持ち下さい。

- 1 診察を受ける時は、お子さんが現在保育園に在籍していることと、保育園ではやむを得ない場合のみの投与をしていることを必ず伝えてください。
- 2 薬はお子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。

保護者の判断で持参した薬（市販の薬等）は、保育園としては対応できません。

- 3 座薬の使用は思わぬ危険を伴うこともある為、原則として保育園では行いません。

4 持参する薬について

- ・ 医師が処方した薬には必ず「与薬依頼書」を添付してください。（事務所にあります）
- ・ 使用する薬は一回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
- ・ 薬の袋や容器にはお子さんの名前を記入してください。

【 災害時における園児の安全対策に関する取り扱い 】

1 園児が登園前（在宅中）、東三河南部に『暴風警報』発令された場合

- (1) 午前6時までに警報が解除された場合＝平常通りの保育をします。
- (2) 午前9時までに警報が解除された場合＝解除後1時間後より保育をします。
- (3) 午前9時以降に警報が解除された場合＝保育園の安全性等、状況を判断して保育の実施を決定します。

2 園児が登園後に、東三河南部 に『暴風警報』が発令された場合

- (1) 保護者の方は速やかにお迎えをお願いします。
- (2) 保護者に連絡がとれない場合、または、やむを得ず迎えにくる事ができない場合、迎えに来られるまで保育園内で保育します。

3 東三河南部 にその他の警報が発令されていた場合

- (1) 各地域により状況が異なりますので、園の実情に応じて保育します。
- (2) 園周辺の状況により、臨時休園・保護者引き渡しとなる場合も有ります。

各種気象警報が発表された場合

1 登園前に「暴風」・「暴風雪」等の警報・危険警報・特別警報が発表された 場合

- (1) 登園させないでください。
- (2) 警戒解除後も災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集に努め、園児を安全に登園させようと判断できるまでは登園させないでください。

2 登園後「暴風」・「暴風雪」等の警報・危険警報・特別警報が発表された 場合

ただちに、災害の状況及び気象・交通機関・道路の状況等に係る情報収集並びに園児の生命及び安全を確保する最善の対応（保育園留め置き、外部避難所への移動、保護者への引き渡しを迅速に行います。（園児引き渡し後、臨時休園）

※園の安全性、保育の実施等については、いずれの場合もメール配信でお知らせします。

【 地震時の保育について 】

- 1 園児が登園前（在宅中）、震度5弱以上の地震が発生した場合、当日の保育・行事を中止。
- 2 園児が登園後、震度5弱以上の地震が発生した場合、保護者へ引き渡しを迅速に行います。（園児引き渡し後、臨時休園）

「南海トラフ地震臨時情報」が発令された場合

- 1 園児が登園前（在宅中）に発表された場合、当日以降の保育の実施または行事を中止。
- 2 園児が登園後に発表された場合、保護者へ引き渡しを迅速に行います。（園児引き渡し後、臨時休園）

※ 上記のいずれにおいても、保育園は、安全確認がされるまでの間は休園といたします。

※ 非常時における避難場所

○第一次避難場所…漆田保育園園庭

○第二次避難場所…JAふれあい支店

○第三次避難所 …田原市立東部中学校

地震・防災時の園児引き渡しカードを基に速やかな園児のお迎えをお願いします。

災害時における臨時休園基準

1. 目的

台風、集中豪雨、地震等の災害や南海トラフ地震臨時情報の発表により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合（以下「災害時」という。）に、園児、保護者、職員等の安全を守るため、漆田保育園における臨時休園の対応について基準を定めるもの。

2. 臨時休園の基準

災害時における臨時休園の基準について、下記のとおり定める。（神戸小学校区・漆田地区に発令時）

(1) 風水害についての基準

| 発令のタイミング 警戒レベル（避難情報） | 開園前 | 開園後 |
|-------------------------|------|-----------------|
| 警戒レベル5 （緊急安全確保） | 臨時休園 | 園児引き渡し後 臨時休園 |
| 警戒レベル4 （避難指示） | 臨時休園 | 園児引き渡し後 臨時休園 |
| 警戒レベル3 （高齢者等避難） | 開園 | 開園 |
| 警戒レベル2 | 開園 | 開園 |
| 警戒レベル1 | 開園 | 開園 |

(ア) 警戒レベルに応じた基準

※警戒レベル4以上は、田原市が発令する避難情報（気象庁等が発表する防災気象情報（レベル4大雨警報【レベル4相当】など）とは異なる。）に基づくものによる。
（田原市が発令する避難情報は、市ホームページのトップページ、防災アプリなどで確認可能。）

※上記基準によらず、園周辺の状況に応じた総合的判断により、臨時休園を決定することがある。

(イ) 警戒に応じた基準

| 発令のタイミング 警戒の種類 | | 開園前 | 開園後 |
|-------------------|---------------------------------|------|-----------------|
| 気象警報 | 特別警報 | 臨時休園 | 園児引き渡し後 臨時休園 |
| | 危険警報 | 臨時休園 | 園児引き渡し後 臨時休園 |
| | 暴風（雪）警報 | 臨時休園 | 園児引き渡し後 臨時休園 |
| | その他の警報 （大雨・氾濫・土砂災害・大雪・波浪・高潮） | 開園 | 開園 |

| 発令のタイミング 警報の種類 | 開園前 | 開園後 |
|-------------------|------|-----------------|
| 震度 5 弱以上 | 臨時休園 | 園児引き渡し後 臨時休園 |
| 震度 4 以下 | 開園 | 開園 |

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、臨時休園を決定することがある。

※その他の警報（大雨警報等）については、状況に応じて保護者に対しお迎えを依頼する場合もある。

| 情報の種類 | 情報の発表条件 | 対応 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------|
| 調査終了 | 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらなると評価した場合 | 開園 |
| 調査中 | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連する | 後発地震の発生に備え、適切な措置を行いつつ、通常通り開園 |

※名古屋地方気象台が、大雨災害の可能性について予測した場合には、前日までに臨時休園を決定することがある。

(2) 地震についての基準 (ア) 地震発生時における基準

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、臨時休園を決定することがある。

(イ) 警報に応じた基準

| 発令のタイミング 警報の種類 | 開園前 | 開園後 |
|-------------------|------|-----------------|
| 大津波警報・津波警報 | 臨時休園 | 園児引き渡し後 臨時休園 |

※大津波警報・津波警報は、事前避難対象地域又は津波浸水想定区域に適用されます。
漆田保育園は、津波避難対象区域になるため、開園後に発表された場合、直ちに JA ふれ合い支店等へ避難する。（漆田地区の田原市指定避難所は田原市立東部中学校）

※上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により、臨時休園を決定することがある。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報に応じた基準

| | | |
|--------|--|--|
| | かどうかの調査を開始した場合や調査を継続している場合 | |
| 巨大地震注意 | 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合、又は、プレート境界で、通常とは異なる「ゆっくりすべり」が観測された場合 | |
| 巨大地震警戒 | 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合 | 後発地震の発生に留意しつつ、津波浸水想定などを勘案し、必要に応じ、規模の縮小を行うなど、状況に応じて適切な対応のうえ開園 |

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震の発生に備え、園児の保護方法や保護者の

緊急連絡先の再確認など適切な措置を行う。

※規模の縮小とは、希望保育の実施や開園時間の短縮などを想定。

(3) その他

- ・各基準に基づく対応が、開園と臨時休園で異なる場合は、臨時休園とする。

例) 開園前状況：警戒レベル2（開園）かつ、気象警報暴風（雪）警報（臨時休園）

⇒気象警報暴風（雪）警報の基準を優先し

臨時休園とする。

(4) 開園後の臨時休園について

- ・保護者に対して速やかなお迎えを依頼し、全ての園児の引き渡し後に臨時休園とする。
- ・道路状況などにより保護者のお迎えが危険な場合は、安全な状況になってからの引き渡しとする。
- ・保護者に園児を引き渡すまでの間は、園内の最も安全な場所で保育を行うこととするが、園内での保育が危険な場合は、避難所等の安全な場所に移動し保育を行うこととする。

4.保育所の再開の基準・対応

避難情報等が解除された場合、速やかに次の事項を確認し、安全等が確保でき受入準備が

整い次第、施設を再開する。

ただし、警報解除の時間や被害状況などにより、全市的な休園継続の可能性がある場合は、市役所に相談し、原則的な対応を判断することとする。

(1) 再開に当たり、確認すべき事項

- ・施設や施設周辺の被害状況
- ・ライフラインの被害状況（電気、水道、ガス、交通等）
- ・給食の提供体制
- ・職員の勤務体制

5.臨時休園時及び再開時の連絡方法等

(1) 臨時休園時

【市⇄保育所等】

・臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定した場合、保育所へ連絡する。

- ・市は、臨時休園中の保育所の状況を確認するなど必要に応じて連絡を取る。
- ・保育所等は、市から状況報告を求められた場合、速やかに市へ連絡する。

【保育所等⇔保護者】

- ・保育所は、臨時休園に該当する状況が発生した場合や、状況に応じた総合的判断により臨時休園が決定された場合、速やかに保護者へ連絡する。（メール配信）
- ・保育所は、必要に応じて、施設の入り口に臨時休園とする旨と緊急連絡先を示した

貼り紙

等を掲示する。

(2) 再開時

【市⇔保育所等】

- ・市は、避難情報等が解除された場合、保育所等に連絡する。
- ・保育所は、避難情報等が解除された場合、速やかに「4.(1)再開に当たり、確認すべき事項」

を確認し、安全が確保でき受け入れ準備が整い次第、施設を再開する。

- ・保育所等は、安全に保育できる状況が確保できず施設を再開できない場合、速やかに市へ報告する。

【保育所⇔保護者】

- ・保育所は、施設の再開が可能になった場合、再開時間等について保護者へ連絡する。（メール配信）

【保育園の給食】

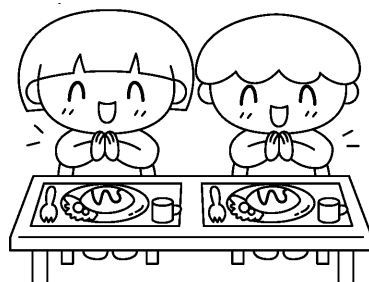
給食は保育園の調理室や、田原市給食センターで作る完全給食です。安全、安心に配慮した、温かく、美しく、栄養バランスの良い給食です。ぬくもりのある食事を楽しく食べるということで、食を通して豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために大切なことと考えています。

また、保育園の献立は乳幼児の栄養所要量などを考慮して作成し、心をこめて調理しています。

| | 乳 児 | 幼 児 |
|-----|-------------------------------|---------------------------|
| 主食 | パン、米、めん | パン、米、めん |
| 副食 | 年齢に配慮した調理をしています。 | 主菜、副菜、汁物、果物 |
| おやつ | 午前10時ごろ 牛乳、果物、菓子 午後3時ごろ | 午後3時ごろ 牛乳、手作りおやつ、菓子、果物 |

| | | |
|--|----------|--|
| | 幼児と同様のもの | |
|--|----------|--|

- ◎幼児さんの給食については、田原市給食センターからの提供となります。
おやつについては、自園で準備します。手作りおやつも取り入れます。
- ◎0歳児の献立は別にたて、離乳初期、中期、後期と区分しています。
未満児0歳～2歳児クラスまでは自園調理で対応します。
- ◎食物アレルギーのお子さんで、医師の治療や指導を受けている方については、
園でも一人ひとりの体質を考慮しながらできる限り除去食、代替食の対応をしています。
必要な方はご相談ください。
〈対象〉
医師の治療や指導を受けていて、家庭でも実践されているお子さんに限ります。
「医師の指示書」または「アレルギー検査結果表」の写しを年に1回（または2回）提出していただきます。アレルギー改善の方向に、保護者の方のご理解も必要となりますので
お願いします。
- ◎保育園では、季節にあわせた食事や、日本の文化にふれることができるような内容で給食を準備しています。

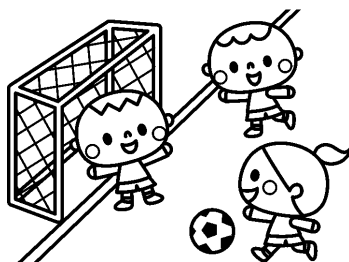


デイリープログラム （保育園の一日の流れ）

| 0・1・2歳児（乳児） | | 保育の内容や保育者の援助 | 3歳以上児（幼児） | |
|-------------|-----------|---|-----------|----------|
| 時間 | プログラム | | 時間 | プログラム |
| 7：30～ | | <ul style="list-style-type: none"> ・元気に登園し、朝の挨拶を交わす。 ・保育者の愛情、豊かな受容により気持ちのよい生活ができるようにする。 ・いろいろな遊びを楽しむ。（戸外・室内） ・保育者と一緒に遊びを楽しむ中で、子どものつぶやきやしぐさに共感したり、語りかけながらやさしく対応していく。 ・望ましい生活の仕方や態度が身につくよう配慮する。 ・各年齢で、いろいろな遊びを楽しむ。（戸外・室内） ・子ども達に自発的な思いが芽生えるように環境を準備する。 ・様々な遊びを体験していく中で遊びの連続性を大切にす | 7：30～ | |
| 8：00～ | 登園 遊び | | 8：00～ | 登園 遊び |
| 9：00～ | | | 9：00～ | 集まり |
| 10：00～ | おやつ 遊び | | 10：00～ | 遊び |
| 11：40～ | | | 12：00 | 給食 |

| | | | | |
|-----------------|---------------|---|-----------------|---------------|
| 13:00～ | 給食 | 食べ物を食べる楽しさを味わう。 ・食を通して豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていく。 | | |
| | 午睡 | ・子どもの発達などに応じて、活動のバランスを図りながら適切な休息がとれるようにする。 | 13:30～ | 遊び |
| 15:00～ | おやつ | ・いろいろな遊びを楽しむ。(戸外・室内) ・子ども達の大好きな手作りおやつなどを、楽しい雰囲気の中で食べる。 | 15:00～ | おやつ |
| 15:30～ | 短時間保育 順次降園 | ・迎えの際(保護者の確認)は、子どもの今日の様子等を伝える。 ・友だちや保育士に「さようなら」の挨拶をし、降園する。 | 15:30～ | 短時間保育 順次降園 |
| 16:30～ | 標準保育時間 遊び | ・乳児と幼児に別れ年齢に応じたあそびを保育者と一緒に楽しむ。異年齢の友だちとの関わりの中で親しみや思いやりの気持ちが持てるようにする。 | 16:30～ | 標準保育時間 遊び |
| 18:30 ～19:00 | 延長保育 終了 | ・家庭的雰囲気の中で過ごし、保護者の迎えを待つようにする。 | 18:30 ～19:00 | 延長保育 終了 |

各年齢によって、保育の内容に対する援助や配慮は変わってきます。



令和8年度

年間行事計画(案)

| 月 | おもな行事 | 健康面 |
|---|--|---------------|
| 4 | 入園式 乳児午睡開始(一年を通して) こどもの日を祝う会 年少児午睡開始 | 新入園児 慣らし保育 |
| 5 | 春の園外保育 花まつり 交通安全指導(年長児交通広場) 年中児午睡開始 | 健康診断 |
| 6 | 保育参観 親子ふれあい運動会(乳児) 個人懇談 虫歯予防の会 引き渡し訓練 年長児午睡開始 | 歯科健診 |
| 7 | プール開き 七夕まつり 歯磨き指導(年長児) 夏まつり〈縁日ごっこ〉 | 夏期の衛生 健康管理 |

| | | |
|----|---|------------------|
| 8 | 神戸校区夏まつり プール納め 防犯訓練 年長児午睡終了 | |
| 9 | 防災訓練（シェイクアウト訓練） お月見会 年中児午睡終了 | 尿検査 （幼児） |
| 10 | 運動会（幼児） 園外保育（秋の遠足） 年少児午睡終了 津波を想定した避難訓練 年中児交通安全指導（交通広場） 就学時健康診断（年長児） | 健康診断 歯科健診 |
| 11 | 神戸市民館祭り（年長） 七五三祝い デイサービス交流 秋季火災予防運動（防火協会） 防火パレード 観劇（保護者会） えいようの日（管理栄養士） | |
| 12 | 生活発表会 クリスマス会 | 冬の感染予防 冬の健康管理 |
| 1 | 新年おめでとう会 みんなで走ろう会 | |
| 2 | 節分（豆まき） 保育参観（リズム遊び） お店屋さんごっこ 交通安全指導（年長児交通広場） 入園説明会（新入園児） | |
| 3 | ひなまつり 親子の集い（年長児） 園外保育 年長児を送る会 卒園式 | |
| 毎月 | 身体測定 交通安全指導 避難訓練 誕生会 食育指導 | |

※ _____は保護者参加の行事です。

※ 子育てサークル「おひさま」、園庭開放を実施します。（未就園児）
（予定については年2回、校区回覧で配布をします）

個人情報保護の方針等について

子どもたち及び保護者の皆さんの個人情報を認識し、個人情報保護に関する法令等を遵守し、その保護に努めます。

① 個人情報の取得と利用

個人情報の取得にあたり、利用目的及び利用方法をあらかじめ通知・公表し、利用目的にしたがって情報の収集・利用・提供を行います。

② 個人情報の第三者提供

法令等に定められている場合や、業務の委託先に提供する場合等のほか、本人ないし保

護者の方の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

③ 個人情報の管理

個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損などがないように十分安全に管理を行います。
また、業務委託先に対しても、管理監督を行います。

④ 個人情報の開示等

個人情報について本人ないし保護者の方から問い合わせ、開示、訂正、削除、利用停止等の申し出があった場合には、適切に対応します。

⑤ 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、速やかに対応します。

⑥ 組織及び体制

個人情報を保護するための管理者を設置し、個人情報の適切な管理を行うと共に職員に対して必要な研修を行います。

◎ ホームページ運用にあたり、写真を載せるための調査を、入所時に全園児対象で手紙を配布し、保護者の意向を確認させていただきます。

【 管理者 】

漆 田 保 育 園
園長 加藤 正恵

苦情の解決について

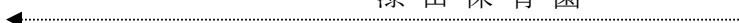
広く皆様の英知を結集して、保育園の健全な発展を図るために園内に「苦情処理委員会」を設置し、日常の保育活動等に関わる苦情に適宜適切な対処ができるように配慮していきます。

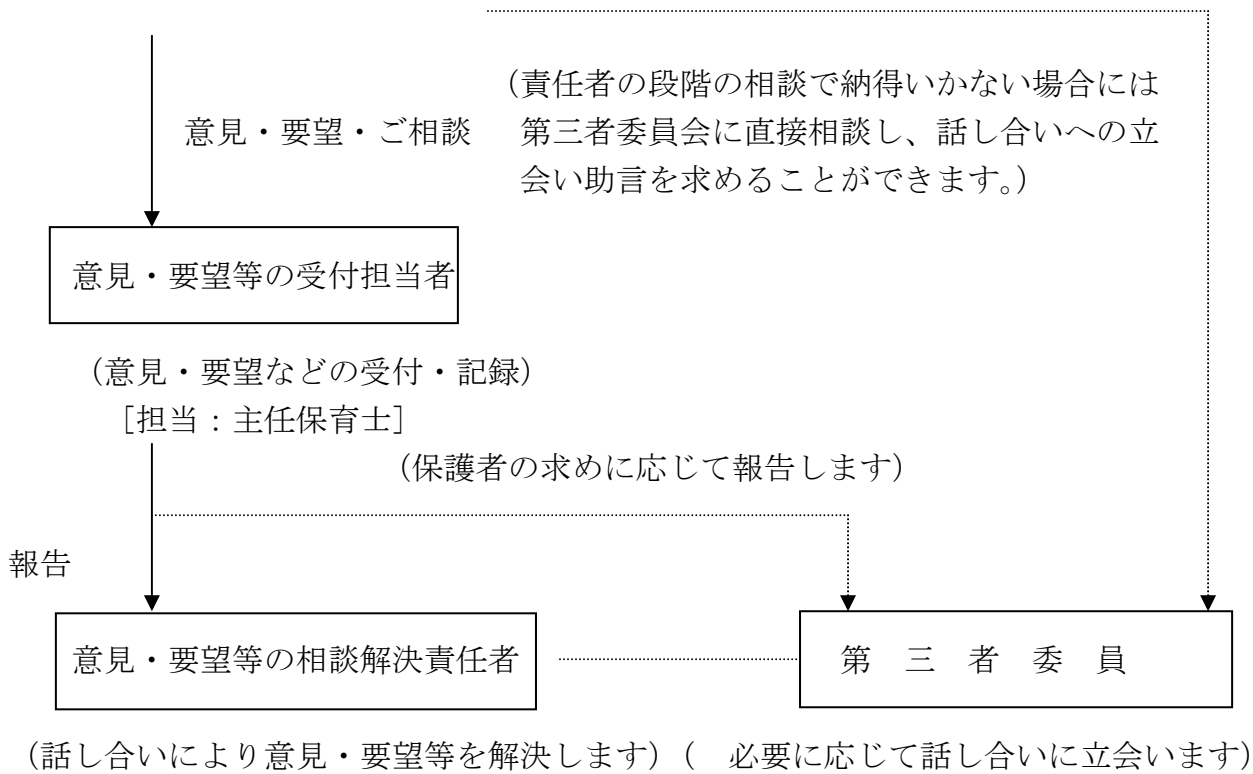
- ①苦情処理受付責任者 主任保育士
- ②苦情解決処理責任者 園 長 ・ 第三者委員

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人 豊橋みなみ福祉会
漆田保育園

サービス利用者（保護者）





[責任者：園長 加藤 正恵]

[第三者委員]

住 所 田原市東赤石二丁目 8 1

氏 名 鈴木 正江

電話番号 2 2—5 7 1 4

[第三者委員]

住 所 田原市神戸町西ノ門 2 3-7

氏 名 大羽 あき子

電話番号 090-7611-1961

※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者より報告します。

【感染症の登園のめやす】

※主治医の診断を受けてから登園してください

| | 病名 | 潜伏期間 | 感染可能期間 | 主な症状 | 登園基準 |
|----|-------------------------------------|----------------------------------|--|--|---|
| 1 | 麻疹（はしか） | 8～12日 | 発疹出現前1～2日前から 発疹後4日間 | 上気道のカタル、発熱 粘膜疹コプリック斑 | 発疹に伴う熱が下がった後、 3日を経過し元気が良いとき |
| 2 | 風疹（三日はしか） | 16～18日 | 発疹出現前7日から出現後7日間 | 発疹、発熱 リンパ節腫脹 | 発疹が消失したとき |
| 3 | 水痘（水ぼうそう） | 14～16日 | 水疱発現前1、2日～ かさぶた形成まで | 軽熱、被覆部に発疹、 斑点丘疹状→水疱→ 顆粒状果皮 | すべての発疹がかさぶたに なったとき |
| 4 | 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） | 16～18日 | 明らかな症状を示す 7日前からその後 9日続く | 発熱、耳下腺、舌下線、 顎下腺の腫脹及び圧痛 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の 腫れが発現してから5日を経過し、 全身状態が良好 |
| 5 | インフルエンザ | 1～4日 | 症状がある期間 発症前24時間から 発症後3日が最も強い | 発熱、全身倦怠、筋肉痛、 鼻カタル、咽頭炎、咳 | 発症後5日間を経過し、且つ 解熱した後3日を経過し 元気がよいとき |
| 6 | 咽頭結膜熱 （プール熱） | 2～14日 | 咽頭から2週間 糞便から数週間 | 発熱、咽頭炎と結膜炎の 合併症、頭痛、食欲不振 | 解熱し、主要症状がなくな った後、2日を経過するま で |
| 7 | 百日咳 | 7～10日 | 咳が出現してから 2週間以内が最も強い | 感冒様症状から特有な 咳発作になる | 特有の咳が消失したとき |
| 8 | 流行性角結膜炎 （はやり目） | 2～14日 | 発症後2週間 | 流涙、結膜充血、眼脂 目やに 耳前リンパ節 の腫脹と圧痛 | 医師において感染の恐れ がないと認められるまで |
| 9 | 急性出血性結膜炎 | 1～3日 | ウイルス排出は呼吸器 から1～2週間、便から は数週間から数か月 | 急性結膜炎で結膜出血 | 医師において感染の恐れ がないと認められるまで |
| 10 | 溶連菌感染症 | 2～5日 | 抗菌薬内服後、24時間 が経過するまで | 発熱、咽頭痛、扁桃腺炎、 莓舌、頸部リンパ節炎、 全身に発疹 | 抗菌薬内服後24時間～48 時間経過していること。た だし治療の継続が必要 |
| 11 | 感染性胃腸炎 （ロタウイルス感染症・ ノロウイルス感染症） | ロタウイルス1～3日 ノロウイルス 12～48時間後 | 症状のある時期 | 嘔気/嘔吐、下痢 乳幼児は黄色より白色 調が多い | 嘔吐、下痢等の症状が治ま り、普通の食事ができるこ と |
| 12 | RSウイルス感染症 | 4～6日 | 3～8日 （乳児では3～4週） | 発熱、鼻汁、呼吸困難 | 重篤な呼吸器症状が消失 し全身状態がよいこと |
| 13 | マイコプラズマ肺炎 | 2～3週間 | 臨床症状発現時が ピークでその後 4～6週間 | 咳、発熱、頭痛から、 咳が激しくなる | 発熱や激しい咳が治まっ ていること |
| 14 | 手足口病 | 3～6日 | 唾液へのウイルス1週間 糞便へのウイルス 数週間 | 手足口に水泡性の発疹 口内炎がひどくて食事 がとれないことがある | 解熱後1日以上経過し、普 段の食事がとれること |
| 15 | ヘルパンギーナ | 3～6日 | 唾液へのウイルス1週間 糞便へのウイルス 数週間 | 高熱、咽頭痛、咽頭に水泡 疹や潰瘍形成 咽頭痛がひどくて食事、飲 水できないことがある | 解熱後1日以上経過し、食 事も十分できて元気にな ったとき |
| 16 | 伝染性紅斑 （リンゴ病） | 4～14日 | 風邪症状発現から顔に 発疹が出現するまで | 顔面赤斑とくに頬部の 赤斑性発疹 | 発疹が出現した頃には感 染力は消滅しているので、 全身状態が良いこと |
| 17 | 単純ヘルペス感染症 | 2日～2週間 | 水泡が出来ている間 | 歯肉口内炎 口周囲の水泡 | 発熱がなく、よだれが止まり、 普段の食事ができること |
| 18 | 突発性発疹 | 10日 | 感染力は弱いですが、発熱 中は感染力がある | 高熱、3日後に全身発疹 | 解熱後1日以上経過し、 全身状態が良いこと |
| 19 | 伝染性膿痂疹 （とびひ） | 2～10日 | 効果的治療開始後 24時間 | 湿疹や虫刺され痕を かいた部に、びらん、 水泡病変を形成 | 皮膚が乾燥しているか、湿 潤部位が覆うことができ る程度のものであること |
| 20 | アタマジラミ | 10～14日 | 産卵から孵化まで | 小児では多くが無症状 であるが、かゆみを訴え ることがある | 駆除を開始していること |
| 21 | 伝染性軟属腫 （水いぼ） | 2～7週間 | 不明 | 直径1～3mmの半球状 のいぼが四肢、体幹等に で数個～数十個できる | かいた傷から滲出液が出 ている時は、覆うこと |

（厚生労働省 『保育所における感染症対策ガイドライン』参照）

【概要】

| | |
|--------|-----------------------|
| 開設年月 | 昭和28年 8月 |
| 敷地面積 | 4,465.19㎡ |
| 建物構造 | 鉄骨造平屋建 |
| 設置主体名称 | 社会福祉法人 豊橋みなみ福社会 |
| 経営主体名称 | 社会福祉法人 豊橋みなみ福社会 漆田保育園 |

【沿革】

昭和23年（1948年）認可、漆田の地域住民の熱意と努力により田原町立漆田保育園として始まった。

昭和49年3月31日建築、昭和59年3月15日増築、平成14年2月28日、増築、平成17年3月14日改築、現在の鉄骨造平屋建ての園舎となった。

平成26年4月1日、田原市立漆田保育園は、市として初の取組で民営化となり社会福祉法人豊橋みなみ福社会の法人運営の運びとなった。

鉄骨造平屋建の保育室、広い廊下、多目的に使用できる園舎で、乳幼児保育・教育を豊かに展開し充実を図る。

法人本部は、豊橋市植田町字池堀田68の1番地、植田保育園に設置されている。他に、磯辺保育園、杉山保育園の運営を実施している。



